

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	77 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	72 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	26 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年9月までの期間及び58年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月から57年9月まで
② 昭和58年4月から同年9月まで

私は、昭和57年10月頃にA市役所から通知があり、同市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、遡って国民年金保険料を納付することを勧められ、市役所の窓口で一括納付した。その後は、当時同居していた家族4人分の保険料を父親が経営する事業所で母親が集金人に納付していた。私を除く家族は納付済みとされているので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納は無く、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、その当時同居していた両親は昭和36年4月の国民年金制度発足当初から60歳到達までの保険料を完納しており、兄は20歳から保険料を納付済みとされ、国民年金加入期間に保険料の未納は無いことから、申立人及びその家族の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる上、申立期間①は10か月、申立期間②は6か月といずれも短期間である。

また、オンライン記録、手帳記号番号払出整理簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を20歳到達日の昭和56年*月*日として59年4月10日にA市に払い出されており、同市の国民年金被保険者名簿を見ると備考欄に「59. 7. 17 新規加入届出」と記載されていることから、同年7月頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間

①のうち、57年4月から同年9月までの期間及び申立期間②の保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、昭和57年10月から58年3月までの保険料が60年1月29日に、58年10月から59年3月までの保険料が61年1月13日に過年度納付されていることから、申立人は未納期間が生じないように保険料納付に努めていたことがうかがわれ、過年度納付が可能な申立期間①のうち、57年4月から同年9月までの期間及び申立期間②の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述のとおりA市に昭和59年4月10日に払い出され、同年7月頃に初めて国民年金加入手続が行われたものとみられることから、申立期間①のうち、56年12月から57年3月までは、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間①のうち、昭和56年12月から57年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年9月までの期間及び58年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、実家で兄が経営する理容店を手伝っており、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は兄か母親が行ってくれた。保険料は理容師として働いていた給料から天引きされていた。兄からは何も聞いていないが、亡くなった母親からは国民年金について「お前もいずれはお店を持つから、きちんとしておいたからね。」と聞いたことがあり、結婚する時に母親から年金手帳を受け取った。いつ、いくら、どのように納付したのかは分からないが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、兄か母親が申立人の国民年金加入手続後、婚姻（昭和53年11月*日）するまでの期間に係る国民年金保険料を納付していたとしており、当該期間において申立期間を除き保険料の未納は無く、婚姻直前の同年7月から同年9月までの3か月の保険料を重複して納付していることから、兄又は母親は納付書が送付されてくれば納付していたものと思われ、兄及び母親の保険料納付意識は高かったことがうかがわれる上、申立期間は3か月と短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年7月1日にA市B区において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を20歳到達日の同年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の加入手続及び保険料納付を行っていたとする兄については、

申立期間を含む昭和41年1月から60歳到達月の前月の平成17年*月までの国民年金加入期間において未納は無い上、加入手続前の昭和41年1月から同年3月までの保険料を過年度納付しているものとみられることから、納付意識の高かった兄又は母親が申立期間の保険料を過年度納付していたと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年9月から59年3月まで

母親が私の国民年金の加入手続きを行い、送られてきた納付書で国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）に保険料の未納は無く、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする母親も昭和49年10月から平成10年*月（60歳到達時）まで（第3号被保険者期間を除く。）保険料の未納は無く、そのうち、昭和49年10月から61年3月までの期間は任意加入被保険者であり、53年5月から61年3月までの期間は付加保険料を納付し、平成7年4月から10年*月までの期間は前納により保険料を納付していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものとみられ、かつ、申立期間は7か月と短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年2月26日にA市B区に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続きはその払出日の頃に初めて行われたものとみられ、その加入手続きの際に資格取得日を遡って58年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。その加入手続き時期を基準とすると、申立期間の保険料は遡って納付することが可能であり、申立期間直後の昭和59年度の保険料は遡って納付されたとみられる期間があることから、前述のとおり納付意識の高かった母親が申立期間の保険料についても同様に遡って納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から2年3月まで

私は、勤務していた病院を退職（平成元年1月）後、A市で国民年金の加入手続を行い、次の病院に就職するまで、送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において国民年金保険料に未納は無いことから、保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得状況等から、平成4年3月頃に行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って厚生年金保険被保険者資格を喪失した元年1月21日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の一部を含む、2年2月から3年3月までの保険料は過年度納付することは可能であった。

さらに、申立人の納付記録を見ると、この過年度納付が可能な期間のうち、平成2年4月から3年3月までの保険料が納付されていることが確認できる。このため、保険料の納付意識の高い申立人が申立期間のうち、過年度納付可能な2年2月及び同年3月の保険料も送付されてきた納付書により過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、平成

元年1月から2年1月までの期間の保険料については、時効により納付することはできない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間のうち、平成元年1月から2年1月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から55年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から55年3月まで
② 昭和55年10月から同年12月まで

母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も昭和56年4月に口座振替を開始するまで納付してくれていた。申立期間①は、母親がまとめて遡って納付してくれていた領収書を持っている。申立期間②は、母親が金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計しても24か月と比較的短期間である上、申立人の加入手続及び申立期間に係る保険料を納付したとする母親の納付記録を見ると、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達時の前月の59年*月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、母親の保険料納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年9月30日にA市B区に払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って46年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①の保険料を過年度納付、申立期間②の保険料を現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、申立期間①に係る領収印の無い「領収済通知書」を1枚所持しているとしており、提出された「領収済通知書」は、社会保険事務所(当時)が作成・送付した納付書の3枚つづりのうち、社会保険事務所長(当時)

の控えに当たるものである。本来、保険料を収納した金融機関等は、当該納付書に領収印を押し、納付した者に対して「納付書・領収証書」を手渡す必要があるところを誤って押印漏れの「領収済通知書」を手渡した可能性も否定できない。

加えて、申立人は、申立期間②前後の期間の保険料は納付済みとされており、申立人の分と一緒に納付していたとする母親は、申立期間②の保険料は納付済みとされていることから、保険料の納付意識の高かった母親が申立期間②の保険料を申立人の分と一緒に納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を、5万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月22日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与等支給明細書及びA社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（5万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る事務手続をしていなかったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件13件（別添一覧表参照）

別紙 厚生年金あっせん一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額	
						申立期間	標準賞与額
6230			男	昭和39年生		平成15年7月10日	32万 円
						平成15年12月10日	32万 円
						平成16年1月25日	15万 円
						平成16年7月10日	32万 円
						平成16年12月10日	32万 円
						平成17年1月25日	15万 円
						平成17年7月10日	32万 円
						平成17年12月10日	38万 円
						平成18年1月25日	15万 円
						平成18年7月10日	32万 円
						平成18年12月10日	32万 円
						平成19年1月25日	25万 円
						平成19年7月10日	30万 円
						平成19年12月10日	32万 円
						平成20年1月25日	12万 5,000円
						平成20年7月10日	30万 円
平成20年12月10日	32万 円						
6231			男	昭和54年生		平成16年7月10日	15万 円
						平成16年12月10日	17万 円
						平成17年1月25日	6万 円
						平成17年7月10日	20万 円
						平成17年12月10日	25万 円
						平成18年1月25日	15万 円
						平成18年7月10日	25万 円
						平成18年12月10日	25万 円
						平成19年1月25日	25万 円
						平成19年7月10日	25万 円
						平成19年12月10日	30万 円
						平成20年1月25日	25万 円
						平成20年7月10日	30万 円
平成20年12月10日	30万 円						

6232			男	昭和45年生		平成15年7月10日	27万 円
						平成15年12月10日	27万 円
						平成16年1月25日	10万 円
						平成16年7月10日	27万 円
						平成16年12月10日	27万 円
						平成17年1月25日	10万 円
						平成17年7月10日	27万 円
						平成17年12月10日	30万 円
						平成18年1月25日	12万 5,000円
						平成18年7月10日	27万 円
						平成18年12月10日	30万 円
						平成19年1月25日	20万 円
						平成19年7月10日	30万 円
						平成19年12月10日	30万 円
						平成20年1月25日	20万 円
平成20年7月10日	30万 円						
平成20年12月10日	30万 円						
6233			男	昭和45年生		平成15年7月10日	23万 円
						平成15年12月10日	23万 円
						平成16年1月25日	8万 円
						平成16年7月10日	20万 円
						平成16年12月10日	16万 円
						平成17年7月10日	20万 円
						平成17年12月10日	20万 円
						平成18年7月10日	20万 円
						平成18年12月10日	20万 円
						平成19年7月10日	20万 円
						平成19年12月10日	22万 円
						平成20年7月10日	20万 円
						平成20年12月10日	20万 円
6234			女	昭和61年生		平成20年7月10日	18万 円
						平成20年12月10日	18万 円
6235			男	昭和61年生		平成20年7月10日	16万 円
						平成20年12月10日	16万 円

6236			男	昭和46年生		平成15年7月10日	28万 円
						平成15年12月10日	28万 円
						平成16年1月25日	15万 円
						平成16年7月10日	28万 円
						平成16年12月10日	28万 円
						平成17年1月25日	15万 円
						平成17年7月10日	28万 円
						平成17年12月10日	35万 円
						平成18年1月25日	12万 5,000円
						平成18年7月10日	28万 円
						平成18年12月10日	32万 円
						平成19年1月25日	25万 円
						平成19年7月10日	32万 円
						平成19年12月10日	35万 円
						平成20年1月25日	15万 円
						平成20年7月10日	30万 円
平成20年12月10日	30万 円						
6237			男	昭和41年生		平成15年7月10日	28万 円
						平成15年12月10日	28万 円
						平成16年1月25日	12万 円
						平成16年7月10日	27万 円
						平成16年12月10日	27万 円
						平成17年1月25日	12万 円
						平成17年7月10日	25万 円
						平成17年12月10日	30万 円
						平成18年1月25日	10万 円
						平成18年7月10日	25万 円
						平成18年12月10日	25万 円
						平成19年1月25日	20万 円
						平成19年7月10日	25万 円
						平成19年12月10日	30万 円
						平成20年1月25日	20万 円
						平成20年7月10日	30万 円
平成20年12月10日	30万 円						

6238			女	昭和34年生		平成15年7月10日	20万 円
						平成15年12月10日	32万 円
						平成16年1月25日	15万 円
						平成16年7月10日	32万 円
						平成16年12月10日	32万 円
						平成17年1月25日	15万 円
						平成17年7月10日	32万 円
						平成17年12月10日	38万 円
						平成18年1月25日	15万 円
						平成18年7月10日	25万 円
						平成18年12月10日	32万 円
						平成19年1月25日	30万 円
						平成19年7月10日	32万 円
						平成19年12月10日	32万 円
						平成20年1月25日	30万 円
6239			男	昭和29年生		平成15年7月10日	28万 円
						平成15年12月10日	26万 円
						平成16年1月25日	5万 円
						平成16年7月10日	20万 円
						平成16年12月10日	20万 円
						平成17年7月10日	20万 円
						平成17年12月10日	20万 円
						平成18年7月10日	20万 円
						平成18年12月10日	20万 円
						平成19年1月25日	12万 5,000円
						平成19年7月10日	20万 円
						平成19年12月10日	24万 円
						平成20年1月25日	12万 5,000円
						平成20年7月10日	20万 円
						平成20年12月10日	20万 円

6240			男	昭和59年生		平成15年7月10日	3万 円
						平成15年12月10日	10万 円
						平成16年1月25日	5万 円
						平成16年7月10日	16万 円
						平成16年12月10日	17万 円
						平成17年7月10日	18万 円
						平成17年12月10日	23万 円
						平成18年7月10日	25万 円
						平成18年12月10日	25万 円
						平成19年1月25日	12万 5,000円
						平成19年7月10日	25万 円
						平成19年12月10日	28万 円
						平成20年1月25日	20万 円
						平成20年7月10日	25万 円
6241			男	昭和58年生		平成18年7月10日	15万 円
						平成18年12月10日	15万 円
						平成19年7月10日	17万 円
						平成19年12月10日	18万 円
						平成20年7月10日	18万 円
						平成20年12月10日	18万 円
6242			男	昭和56年生		平成20年7月10日	16万 円
						平成20年12月10日	16万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月21日から同年11月21日まで

私は、B社及びその関連会社のA社に継続して勤務しており、給与明細書からも厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立期間当時のB社及びA社の事業主の証言並びに申立人から提出された給与明細書により、申立人は、B社及び関連会社のA社に継続して勤務し（B社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間を含めて昭和56年4月1日から平成14年1月20日まで一貫してB社の被保険者であった旨記録されており、異動日について明らかでないものの、申立人から提出された3年7月の給与明細書には既にA社の社名が印字されていること及び申立人が「夏頃からA社で勤務した。」と述べていることから判断すると、申立期間については、同社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時のA社の事業主は、「会社は既に解散しており、当時の

資料が残っていないため、届出と納付については不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案6244

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から同年11月1日まで

A社B支店から同社C支店に転勤の際の記録が1日空白となっており、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令、A社の回答、同社から提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年11月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和46年9月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って昭和46年10月31日として社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6245～6295（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支給明細書により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）において、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件51件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額			
						平成17年12月16日	平成18年7月14日	平成19年7月20日	平成19年12月14日
						標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
6245			女	昭和13年生			48万 円	48万 円	
6246			男	昭和31年生	120万 円	120万 円	131万 5,000円	135万 円	
6247			男	昭和35年生	59万 5,000円	59万 6,000円	59万 5,000円	56万 5,000円	
6248			男	昭和36年生	53万 1,000円	53万 8,000円	55万 2,000円	53万 円	
6249			男	昭和36年生	87万 5,000円	89万 2,000円	91万 6,000円	94万 5,000円	
6250			男	昭和37年生	59万 8,000円	60万 円	63万 7,000円	67万 円	
6251			男	昭和40年生	78万 3,000円	79万 円	80万 5,000円	82万 4,000円	
6252			男	昭和40年生	60万 9,000円	62万 3,000円	63万 9,000円	66万 5,000円	
6253			男	昭和42年生	58万 8,000円	60万 3,000円	61万 6,000円	58万 8,000円	
6254			男	昭和41年生	60万 4,000円	60万 6,000円	62万 9,000円	65万 3,000円	
6255			男	昭和43年生	68万 2,000円	71万 円	73万 2,000円	74万 1,000円	
6256			男	昭和39年生	79万 円	81万 4,000円	82万 4,000円	84万 5,000円	
6257			男	昭和39年生	45万 1,000円	46万 円	46万 1,000円	43万 9,000円	
6258			男	昭和38年生	58万 円	60万 円	61万 6,000円	58万 1,000円	
6259			男	昭和40年生	31万 4,000円	32万 円	34万 6,000円	38万 円	
6260			男	昭和41年生	80万 円	150万 円	110万 円	110万 円	
6261			男	昭和45年生	75万 7,000円	76万 5,000円	82万 円	86万 6,000円	
6262			女	昭和46年生	56万 7,000円	10万 円	6万 円	30万 円	
6263			男	昭和46年生	73万 6,000円	71万 4,000円	68万 3,000円	69万 1,000円	
6264			男	昭和48年生	65万 4,000円	68万 円	70万 2,000円	68万 5,000円	
6265			男	昭和47年生	56万 円	56万 6,000円	58万 2,000円	60万 円	
6266			男	昭和45年生	62万 5,000円	64万 円	59万 5,000円	61万 1,000円	
6267			男	昭和51年生	66万 3,000円	69万 円	77万 6,000円	82万 7,000円	
6268			男	昭和49年生	59万 9,000円	62万 円	68万 3,000円	74万 4,000円	
6269			女	昭和34年生	47万 8,000円	48万 2,000円	49万 1,000円	50万 2,000円	
6270			女	昭和41年生	47万 1,000円	47万 8,000円	48万 8,000円	50万 7,000円	
6271			女	昭和39年生	44万 8,000円	46万 円	46万 1,000円	47万 円	
6272			男	昭和50年生	49万 8,000円	51万 6,000円	53万 円	55万 円	
6273			男	昭和55年生	47万 9,000円	46万 円	48万 2,000円	49万 1,000円	
6274			男	昭和55年生	51万 円	53万 5,000円	58万 6,000円	60万 円	
6275			男	昭和55年生	57万 円	60万 1,000円	66万 9,000円	66万 5,000円	
6276			男	昭和55年生	50万 1,000円	52万 5,000円	55万 3,000円	56万 円	
6277			女	昭和57年生	50万 6,000円	51万 2,000円	53万 4,000円	56万 3,000円	
6278			男	昭和52年生	44万 3,000円	45万 円	49万 3,000円	54万 円	
6279			女	昭和34年生	8万 円	8万 円	8万 円	8万 円	
6280			女	昭和56年生	43万 5,000円	45万 円	46万 円		
6281			男	昭和55年生	34万 2,000円	39万 7,000円	46万 1,000円	47万 8,000円	
6282			男	昭和57年生	21万 円	34万 8,000円	35万 5,000円	42万 3,000円	

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額			
						平成17年12月16日	平成18年7月14日	平成19年7月20日	平成19年12月14日
						標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
6283			男	昭和51年生		20万 5,000円	21万 円	36万 5,000円	35万 4,000円
6284			女	昭和52年生			20万 円	33万 円	32万 円
6285			男	昭和55年生			5万 円	23万 6,000円	37万 円
6286			男	昭和60年生			3万 円	18万 5,000円	19万 円
6287			男	平成元年生			5万 円	20万 5,000円	30万 5,000円
6288			女	昭和56年生				20万 1,000円	31万 円
6289			女	昭和62年生				19万 5,000円	
6290			男	昭和40年生				52万 円	62万 4,000円
6291			男	昭和61年生				10万 8,000円	26万 5,000円
6292			女	昭和58年生				9万 円	24万 円
6293			男	昭和53年生				20万 6,000円	27万 9,000円
6294			女	昭和59年生				10万 8,000円	24万 円
6295			男	昭和57年生					18万 5,000円

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（36万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から4年7月まで

ねんきん定期便によれば、私の申立期間の標準報酬月額は9万8,000円となっている。しかし、私が保管しているA社の給料支払明細書に記載されている支給額は35万円であるので、その支給額に見合う正しい標準報酬月額（36万円）に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成3年11月から4年5月まで、申立人が主張する36万円と記録されていたところ、同年6月18日付けで、3年11月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられ、その後、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（4年8月31日）まで同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社では、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる当時の事業主を含む4人全員（このうち3人は、処理日及び遡及日が申立人と同じ。）について、申立人と同様に、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書（平成4年1月分から同年8月分まで）によると、申立人は、引下げ前の標準報酬月額（36万円）に見合う給料を事業主により支給されていることが確認できることから、当該遡及訂正処理は、申立人の支給実態に即した処理ではなかったことが認められる。

なお、申立期間当時の保険料滞納状況をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無いものの、申立人が記憶しているA社の事業主が発病した時期及び同

社の経営状況が悪化した時期は、当該遡及訂正処理が行われた時期と符合している上、当該標準報酬月額を遡及訂正された複数の厚生年金保険被保険者のうち、雇用保険の記録が確認できた申立人を含む2人は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年8月31日と記録されているが処理日不明。）以降も継続して勤務していたことがうかがえることから、当該標準報酬月額の遡及訂正処理は、当時の保険料負担を軽減するために行われたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成4年6月18日付けで行われた遡及訂正処理は、事実に即したものとは考え難く、申立人の標準報酬月額について、3年11月1日まで遡って引き下げる合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月31日から23年6月2日まで
脱退手当金をもらったことになっているが、もらった覚えは無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で管理されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和23年6月2日）の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給要件を満たす19人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録があるものは皆無であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に勤務したA社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「学校を卒業して最初に入ったのがA社だった。研修を受けた後に工場に配置され、B作業に従事した。」と述べており、申立人が申立期間の前の勤務期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から41年1月9日まで
② 昭和41年5月14日から42年3月12日まで
③ 昭和42年3月12日から43年4月26日まで

年金事務所から「確認はがき」が届いたので確認したところ、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。受け取った覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年5か月後の昭和45年9月18日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間③の後に勤務した2事業所の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、5回の被保険者期間のうち、直近の2回の被保険者期間をいずれも失念するとは考え難い上、未請求となっているA事業所（申立期間③の直後に勤務。）の被保険者期間は申立期間②の被保険者期間と、B社（A事業所の後に勤務。）の被保険者期間は申立期間①及び③の被保険者期間と、それぞれ同一番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し保険料を納付しており、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月25日から38年3月21日まで
② 昭和38年7月27日から39年7月19日まで

私は、平成15年3月頃に年金記録を確認し、脱退手当金を受け取っている記録とされていることを知った。今回、日本年金機構からの「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきを受け取った。脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複取消が行われていない。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年1か月後の昭和42年8月29日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人は、4回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、支給日より近い2回の被保険者期間を失念することは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月1日から同年10月6日まで
② 昭和31年11月2日から32年9月27日まで
③ 昭和34年12月20日から37年3月30日まで

脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、4回の被保険者期間のうち、申立期間②と③の間にある被保険者期間（13か月）についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、1年以上勤務した事業所に係る被保険者期間を申立人が失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は、申立期間である3回の被保険者期間と同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年3月30日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給記録がある者は、申立人を含め12人であるところ、申立人以外の11人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある一方、申立人には「脱」の表示が無いことを踏まえ、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 4 月に A 市に夫婦で転居してきた際に、二人で国民年金の加入手続に行った。義母から私の国民年金保険料を遡って納付することを勧められたことから、私が大学を卒業した 54 年 4 月から同市に転居直前の 60 年 3 月までの納付が可能であった 6 年間の保険料を一括で納付した。私は申立期間に同市に居住していなかったのに、年金手帳には「被保険者となった日」が「昭和 54 年 4 月 1 日」と同市で記載されているのは、申立期間の保険料を一括で納付した何よりの根拠だと考えているので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続は、昭和 60 年 4 月に A 市に転居した際に行ったとしており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が初めて払い出されたのは、同年 4 月に同市であったことが確認でき、このことについては、申立人の記憶とも符合しているものの、国民年金の保険料を徴収する権利については、2 年を経過したときは時効により消滅することから、加入手続時点において遡って保険料を納付することができたのは、申立期間の一部（58 年 1 月から 60 年 3 月まで）のみであり、申立人の主張である 6 年間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料については、約 60 万円の現金を用いて納付したとしているところ、これは前記の一部納付が可能であった期間の保険料額（16 万 260 円）とは乖離^{かいり}していることから、申立人が当該期間の保険料を納付したとは推認し難いほか、制度上は保険料の納付ができなかつた期間も

含めた申立期間に係る保険料月額について合計した額（34万6,080円）と比較してみても、申立人が納付したとする金額と乖離^{かいり}している。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金全件リストのいずれにおいても、申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらないほか、オンライン記録によると、申立人に対して、昭和61年11月に納付書が作成されていることが確認でき、これはこの時点において時効が成立していなかった申立期間の一部（59年10月から60年3月まで）に係る過年度納付書の作成であったと推認されることから、少なくとも当該期間の保険料は、この時点においても未納とされていたものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間はA市に居住していなかったのに、年金手帳に「被保険者となった日」が「昭和54年4月1日」と同市で記載されているのは、申立期間（6年）の保険料を一括で納付した何よりの根拠だと考えているとしている。しかし、i) 国民年金の強制加入被保険者の資格取得は、法定要件に該当した日とするものであり、事務処理に当たっても法定要件に該当した日をもって取得年月日（被保険者となった日）とすることとされているため、当該資格に係る被保険者期間についての保険料の納付の有無に応じて、遡って当該資格を取得しているものではないこと、ii) 申立人は昭和50年*月に20歳に達しているものの、54年3月までは大学生（制度上は、任意加入対象者）であったとしており、申立人が上記法定要件に該当することとなったのは、卒業後の同年4月であると考えられるため、同市で加入手続が行われた60年4月に申立人の「被保険者となった日」を法定要件に該当した「昭和54年4月1日」とする処理が行われたものとみられること、iii) 前記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市で払い出されているため、当該資格に関する事務処理が同市で行われ、併せて処理印を押している取扱いは適正であるとみられることから、申立人が所持する年金手帳の前記記載内容が、申立期間の保険料を一括で全て納付していた根拠であると言うことはできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から49年3月まで

20歳になった昭和46年*月に国民年金の加入手続を行い、その後、毎月保険料を現金か口座振替で納付したので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年*月に国民年金の加入手続を行い、その後保険料を納付したとしている。

しかしながら、国民年金手帳払出控及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月頃に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続が行われたのはこの頃であり、この加入手続において、被保険者資格の取得日を申立人が20歳に到達した46年*月*日に遡って取得する事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が国民年金加入手続時に受領したとする年金手帳が、49年11月から使用されている様式のものであることとも符合する。このため、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料については、既に時効が成立していたことから、申立人が申立期間の保険料を遡って納付することもできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月現金又は口座振替で納付したとしているが、申立期間当時、A市では集金人による3か月ごとの徴収方法であった上、口座振替が開始されたのは昭和52年度からであることから、申立人の記憶とは相違しており、申立人が申立期間の保険料を納付したとは推認し難い。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から56年3月まで

昭和51年9月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は加入当初から仕事の合間に定期的に金融機関で納付し、遡って納付したことはない。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は加入当初から仕事の合間に定期的に金融機関で納付していた覚えがあるとしているところ、オンライン記録、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、56年6月に同区で払い出されたことが確認できる。それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は同年6月頃に初めて行われ、その手続の際に資格取得日を遡って51年9月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年9月から54年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの期間については遡って納付が可能であったものの、申立人は、申立期間の保険料を加入当初から定期的に納付し、遡って納付したことはないとしており、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認状況一覧票を見ると、昭和54年度以前の保険料納付記録は無く、55年度は空白（ブランク未入金）とされていることが確認でき、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳も申立期間は未納とさ

れており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年8月まで

私は、会社を退職（平成5年4月）した翌日に、国民健康保険と国民年金の加入手続をA市B区役所で行った。納付書が同区役所から送付されてきたので国民健康保険と国民年金保険料をまとめて金融機関に納付した。申立期間の保険料を納付したことが分かる資料は無いが納付のあったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職（平成5年4月）した翌日に、国民健康保険と国民年金の加入手続をA市B区役所で行い、同区役所から届いた納付書で国民年金保険料を金融機関に納付したとしているところ、i) 制度上、国民年金は20歳に到達した日に資格を取得することとされていること、ii) 申立人が会社を退職した同年4月15日時点では、申立人は19歳であり、国民年金に加入することはできないことから、申立人の主張は不合理である。

また、A市の申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得日はオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳と同様、平成8年9月21日とされており、同名簿の受付記録欄には「8. 10. 8 取得」と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は、同年10月8日に行われたものとみられる。このため、申立期間のうち、5年4月から同年*月までは20歳に到達していないことから国民年金に加入することはできない上、この資格取得日を基準とすると、申立期間のうち、同年*月は国民年金に未加入となり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたこと示す関連資料

(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年2月までの期間及び46年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から43年2月まで
② 昭和46年2月

私は、申立期間①については、会社退職（昭和42年12月）後、A市役所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行った。その時、同市役所の窓口で納付書を受け取り、同市役所内のB銀行で国民年金保険料を納付したことを覚えている。また、申立期間②についても、会社退職（46年2月）後、国民年金の加入手続を行い、同市役所内の同銀行で保険料を納付した。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間①及び②について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については会社退職（昭和42年12月）後、申立期間②についても会社退職（46年2月）後、A市役所でそれぞれ国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料はいずれも、同市役所の窓口で納付書を受け取り、同市役所内のB銀行で納付したとしているところ、i) 同市では、保険料の徴収方法について、47年3月までは地区ごとの納付組織（町内会）による国民年金手帳を用いた印紙検認方式で徴収しており、納付書方式（規則検認）が開始されたのは同年4月からであり、市役所の年金窓口及び市役所内の同銀行でも納付できなかったとしている上、当時、市役所の窓口では、納付書は発行していなかったとしていること、ii) 申立人は、申立期間①及び②の保険料の納付金額は覚えていないとしていることから、申立人の申立期間①及び②に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年1月31日にA市

に払い出され、申立人の国民年金加入記録は、当初、46年9月21日（平成7年9月29日に厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和46年9月19日とされていたことから、資格取得日を同年9月19日に訂正されている。）資格取得とされていたが、平成7年10月5日に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日が判明したことにより、昭和42年12月3日資格取得、43年3月28日資格喪失、46年2月26日資格取得、同年3月8日資格喪失の記録が追加されていることが確認できる。このことは、申立人が所持する平成7年9月21日再交付の国民年金手帳に記載されている資格取得日及び資格喪失日の訂正・追加内容とも符合する。このため、申立期間①及び②はいずれもこの加入記録の追加に伴い生じた未納期間となることから、当時、申立期間①及び②は、国民年金に未加入であったものとみられる上、この加入記録の追加処理が行われた日を基準とすると、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

国民年金の加入手続のことは覚えていないが、昭和57年1月頃からA市B区の集金人が私の自宅兼店舗に国民年金保険料の集金に来ており、申立期間の保険料はその集金人に毎月納付していた。61年4月に保険料を全額免除されるまでは、きちんと納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続を行った場所及び時期について覚えていないとしていることから、申立期間に係る加入手続状況は不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、A市B区の集金人（国民年金推進員）に毎月納付していたとしているが、申立人は、申立期間の保険料の納付金額は覚えておらず、同市では、集金人による保険料徴収は昭和54年3月で廃止されており、申立期間当時の保険料徴収は、3か月ごとの納付書方式（規則検認）を採っていたとしていることから、申立人の保険料納付方法に係る記憶とは相違する。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年12月15日にA市B区で払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って57年1月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたものとみられる上、この年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、同年1月から59年9月までの保険料は時効により納付することはできず、申立期間のうち、同年10月から61

年3月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしている。

加えて、オンライン記録及びA市の申立人の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年3月まで

私は、前回の通知文を読んでいたところ、その通知文に、申立人の所持している昭和46年発行の国民年金手帳には、A市B区の集金人により検認された記録があり、申立てのとおり納付方法が行われていたことが確認できる旨が記載されていることに疑問を持った。私は、集金人が来ても不在が多くなり国民年金保険料が払えなくなったとする記憶は、前回は、その時期が44年頃からだと思っていたが、通知文によると、46年頃まで私が集金人に納付していたと思うので、申立期間は納付していたはずだ。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てで、集金人が来ても不在が多くなり保険料が払えなくなったとする時期の記憶は、昭和44年頃からだと思っていたが、前回申立ての通知文に、46年発行の国民年金手帳に集金人の検認記録が押印されているとされていることから、同年頃まで自身で集金人に納付していたと思うので、申立期間は納付していたとしているが、前回の主張では、申立期間の保険料を納付していない理由について、具体的に述べていたことに比べ、今回の申立ては、前回の申立ての通知文を読んだことをきっかけとするにすぎず、今回の申立期間の納付に係る主張は前回の主張を覆す合理的な理由はうかがえない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から同年11月までの期間及び47年5月から48年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から同年11月まで
② 昭和47年5月から48年9月まで

申立期間当時、国民年金に加入していた母親が、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も母親と一緒に納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、加入手続き及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間当時居住していたとするA市においても申立人に係る国民年金の加入記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、母親は、申立人の申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時の国民年金加入手続きは母親が行い、申立人の保険料も母親と一緒に納付していたと思うところ、オンライン記録及び手帳記号番号払出整理簿によると、母親の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として、昭和52年5月10日にA市で払い出され、その資格取得日は同年7月25日とされている。これ以前に母親に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、母親の初めての国民年金加入手続きが行われたのは資格取得日とされた同年7月25日とみら

れる。このことから、申立期間①及び②当時、母親は国民年金に加入しておらず、前述のとおり、申立人も国民年金に加入していないことから母親が申立人の保険料と一緒に納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から53年12月まで

私は、昭和40年4月から53年12月までA社B支店で勤務した。

年金記録を確認したところ、勤務していた期間のうち、昭和44年10月から53年12月までの標準報酬月額が、それ以前の期間に比べて低くなっていることが分かった。

A社B支店に勤務していた期間においては、減給は一度も無かったと思うので、申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の給与額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料は保管されていない。しかし、C労働組合D支部が発行していた資料により、申立期間当時、賞与の支給回数が、年4回から3回に変更されたことが分かった。賞与支給回数の変更に伴い、賞与額が標準報酬月額の計算対象から除外されることになったため、標準報酬月額が低くなったものと考えられる。」と回答している。

また、当時の厚生年金保険法では、第3条第1項第3号及び第4号において、「支給回数が年4回以上の賞与は報酬に含め、4回未満の賞与は報酬に含めず保険料賦課の対象とされない。」と規定されていた。

さらに、申立人と同時期にA社B支店において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、昭和44年10月時点において被保険者記録が認められる女性同僚全14人の標準報酬月額は、それぞれ被保険者期間が同一でないものの、申立人の標準報酬月額と比べて、その額及び推移に特段の差異は認められない上、いずれも申立人と同様に、同年10月の改定時に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

加えて、オンライン記録及びA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の標準報酬月額に、遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月1日から62年2月9日まで
A社において、昭和61年4月から平成5年2月まで継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立期間当時の資料は無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて分からない。」と証言しており、申立人の申立期間における継続勤務等について確認できない。

また、当時の複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間の勤務実態について証言が得られず、申立人の妻が保管するメモに記されている同僚の電話番号も現在使われておらず、当該同僚とは連絡が取れない。

さらに、申立人の妻は、「申立人の健康保険証を途中で返納した記憶は無い。」と述べているが、申立人のA社における最初の厚生年金保険被保険者期間（昭和61年4月1日から同年8月1日まで）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が同年8月1日の被保険者資格喪失に伴い健康保険被保険者証を返納した旨記録されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、同社における2回目の被保険者資格取得（62年2月9日）に併せて、同年2月18日に扶養家族の認定を受けるとともに、新たに健康保険被保険者証を交付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月31日から35年11月1日まで

私は、昭和31年3月15日にA社に入社し、37年10月19日に退職するまで継続して同社に勤務したが厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、書類も残っていないため、申立人に係る勤務実態等については不明である。」と証言しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が記憶している同僚は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和34年8月31日にA社における被保険者資格を喪失し、35年11月1日に同資格を再取得していることが確認できるところ、当該同僚から自らの被保険者期間の空白に係る厚生年金保険料の控除及び申立人の申立期間における勤務実態について、証言は得られなかった。

さらに、申立期間にA社での被保険者記録が確認できる別の同僚は、「申立人は、私が勤務している途中で、家族の体調が悪いという理由で一旦退職して、また戻ってきたと記憶している。」と証言している。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のA社における初回の被保険者資格の喪失日（昭和34年8月31日）及び同資格の再取得日（35年11月1日）は、いずれもオンライン記録の喪失日及び取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6304

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月16日から26年8月15日まで
② 昭和26年10月29日から29年9月2日まで

私は、A社B支店に昭和20年8月16日から37年9月30日まで継続して勤務した。26年8月16日から同年10月28日まで同社C支店で厚生年金保険被保険者記録が有ることについては、その事情は分からないが、申立期間①及び②について、同社B支店で勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B支店に昭和23年4月又は24年4月に入社したとする複数の同僚が「自分がA社B支店に入社した時には、申立人は既に同社同支店で勤務していた。」旨証言していることから、申立人は、入社時期は定かでないが、申立期間①当時、同社同支店に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社B支店は、昭和28年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社B支店は、既に解散しており、当時の事業主及び事務担当者も他界していることから、申立人の入社時期及び申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年2月1日に同社同支店における被保険者資格を取得している上述の複数の同僚のうち一人は、「A社C支店で厚生年金保険被保険者資格を取得する前は、同社B支店では厚生年金保険に加入していなかった。」旨証言している。

なお、申立人がA社B支店で勤務したと主張している期間のうち、昭和26

年8月16日から同年10月28日までの期間について、申立人は、同社C支店において被保険者記録が確認できるところ、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①のうち、25年2月1日以降の期間において健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

申立期間②について、A社B支店に昭和25年6月に入社したとする同僚が「自分は、A社B支店に入社した時から申立人と一緒に勤務したことを記憶している。」と証言していることから、申立人は、申立期間②において同社同支店に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社B支店は、昭和28年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、26年10月29日から28年2月1日までの期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社B支店は、既に解散しており、当時の事業主及び事務担当者も他界していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社同支店における被保険者資格の取得日は、昭和29年9月1日とされており、オンライン記録の取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6305

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月13日から42年11月1日まで
A社を退職した後の昭和43年9月6日に脱退手当金が支給された記録となっているが、手続をした覚えは無く、受け取った覚えも無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6306

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月17日から39年6月1日まで
② 昭和39年6月1日から42年2月1日まで

脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年3月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間①の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月20日から43年9月11日まで
② 昭和43年10月10日から45年11月7日まで

脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間①及び②の事業所名及びその所在地が記載されているほか、同裁定請求書及び同裁定伺によれば、昭和46年7月7日（1回目は同年5月28日）にA社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同年7月16日（オンライン記録の支給決定日と一致）に隔地払いされたことが確認できる上、同裁定請求書に記載された申立人の住所は、戸籍の附票の住所地と一致していることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、裁定請求書受付日から約1週間後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間①の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚

生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月5日から33年1月10日まで

「確認はがき」により、脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。受け取った覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で管理されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和33年1月10日）の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性18人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、15人に支給記録が確認できるとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日が近接している同僚の中には、脱退手当金支給決定日が同一の者も認められる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和33年3月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生

年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月1日から45年2月1日まで

「確認はがき」が届いたので、改めて思い返してみたが脱退手当金を受け取った覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間の事業所名及びその所在地が記載されているほか、同裁定請求書及び同支給決定伺によれば、同裁定請求書は昭和45年4月10日にA社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同年5月12日（オンライン記録の支給決定日と一致）に隔地払いされたことが確認できる上、同裁定請求書に記載された申立人の住所は、当時申立人が住んでいたとする住所と一致していることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、裁定請求書受付日から約1か月後の昭和45年5月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、「脱退手当金裁定請求書を確認したが、自分が記載したものではないと思う。」と主張しているが、上述のとおり、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6310

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から35年2月1日まで
脱退手当金の支給を受けた記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年6月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月15日から31年9月14日まで
② 昭和31年11月1日から35年11月1日まで

A社を退職する際、脱退手当金についての説明等はなく、脱退手当金をもらった記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年3月29日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月17日から37年4月10日まで

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年8月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6313

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月21日から35年1月1日まで
② 昭和35年4月1日から40年5月1日まで

私は、A事業所を退職後、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年5月1日の前後2年以内に資格喪失し、受給要件を満たした9人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に支給記録が確認でき、そのうち6人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、連絡先が把握できた1人は、「脱退手当金の手続は事業所がしてくれた。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和40年9月24日に支給決定されているほか、申立人の氏名、裁定年月日、支給年月日などが記載されている厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年7月1日から40年1月27日まで
② 昭和40年4月1日から同年7月1日まで
③ 昭和43年1月1日から同年5月1日まで

私は、昭和42年10月末にA社B支店を退職したにもかかわらず、その後に再度同社に勤務をしたことになっている上、脱退手当金まで受給した記録になっている。臨月で勤務などできるはずもないし、複数の被保険者期間を残して脱退手当金を請求するはずもない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺によると、当該請求書は昭和43年5月17日に受理され、同年7月19日に現金により支払われていることが確認できる。

また、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和43年7月19日に支給決定されている上、申立人の元夫を受取人とする領収書も現存しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6315

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から49年10月1日まで

日本年金機構から届いた確認はがきを見て、脱退手当金を受給したことになっているのを知ったが、もらった記憶は無いので脱退手当金支給済みの記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和49年11月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月15日から41年11月1日まで

私がA社に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者期間は、脱退手当金が支給されたこととして記録されている。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月15日から34年8月31日まで
② 昭和35年11月1日から37年10月20日まで
③ 昭和37年10月20日から41年4月11日まで

日本年金機構から届いた確認はがきを見て、A社及びB事業所の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。

脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間について、支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年9月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6318

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月9日から39年5月16日まで

結婚のために申立期間に係る事業所を退職することとし、賞与を受け取るために、昭和39年5月15日までは在籍していたことを覚えているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、支給記録を取り消し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和39年7月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6319

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月21日から26年9月22日まで

申立期間に係る事業所を退職した当時、脱退手当金を受け取ったという記憶は無い。また、在籍が5年間で脱退手当金が1万3,000円余りも支給されたというのは、申立期間当時の給料と比較して高額だと思うので、私は受給していない。脱退手当金が支給されたという記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記載がある上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和27年2月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に脱退手当金が支給された当時は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和42年9月1日まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6320

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月11日から31年10月27日まで

脱退手当金が支給されたことになっている頃は、申立期間に係る事業所は倒産していた。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年2月5日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に脱退手当金が支給された当時は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を結婚のため退職後、昭和37年8月1日まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6321

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月15日から同年10月29日まで
② 昭和29年9月1日から37年10月1日まで

私は、日本年金機構からのはがきで、脱退手当金を受け取っているとされているが、請求の手続をした記憶も無く、受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年10月1日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす16人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、16人全員に支給記録が確認できる上、当該支給記録が有る複数の同僚は、「事業所が、脱退手当金の請求手続をした。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことが記録されている上、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和37年12月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6322

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月2日から44年2月1日まで
申立期間の事業所に係る脱退手当金はもらっていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、現金給付記録欄に脱退手当金の支給記録が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年4月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人からは、脱退手当金を受取ったことは無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情を聴取できない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月1日から42年10月21日まで
② 昭和43年1月15日から44年5月12日まで

私は、日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名及び押印が確認でき、住所欄には申立人が証言する当時の住所と共に夫の氏名が記載されているところ、当該裁定請求書によれば、昭和44年5月14日に社会保険事務所（当時）で受け付けられ、同年6月27日に脱退手当金が支払われていることが確認できることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金支給決定伺に記載されている支給額は、オンライン記録の支給額と一致しており、支給額に計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月27日から35年1月23日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年1月23日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす24人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、22人に支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年4月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6325

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月16日から同年11月16日まで

私は、A社の脱退手当金は受給した覚えがあるが、B事業所での脱退手当金は受給した覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、当該合算した期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、このほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給したことはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和42年6月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取してもA社の脱退手当金は受給した記憶はあるが、B事業所の脱退手当金は受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6326

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から39年3月31日まで
私は、脱退手当金の請求手続をしたことは無く、受け取ってもないので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、昭和39年4月24日に氏名訂正が行われていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の同年6月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。